

For a good place to live



## Good Home

第51号

第1回



## グループホームってどんなところ？

みなさんこんにちは！早いもので2015年も折り返しとなり、夏の気配を感じるようになりましたがいかがお過ごしでしょうか？

前回の Good Home では障害者グループホームの基礎知識についてご説明しましたが、今回はその中身について2本立てでご紹介したいと思います♪

その①

## グループホームの形態について

## ①共同生活住居

グループホームの基本的な形がこの共同生活住居です。主に一戸建てを利用したものがほとんどですが、中にはマンションの一室をグループホームとして利用するなど、その形態は様々です。

大まかなイメージとして、入居者にはそれぞれ6畳程度の居室があり、共用スペースと呼ばれる場所で食事を取ったり他入居者との交流を図る事が出来ます。

また、グループホームには世話人や生活支援員と呼ばれる職員がおり、食事の用意や生活全般に関する相談にも乗ってくれます。

グループホームのサービスを契約するのは入居者ご本人ですので、その契約に基づいて必要な経費(家賃・食費・光熱費など)を支払う必要がありますが、本人が希望すればいつまでもそのグループホームで暮らすことができます。



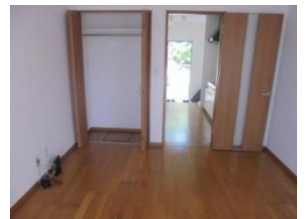
※写真はイメージです。

## ②サテライト型住居

「地域の中で一人暮らしがしてみたい…」そんな方のご要望に応えるのがこのサテライト型住居です。

主にアパートの一室を利用しつつ一人暮らしを行いますが、必要に応じグループホーム(以後、**本体住居**と言います)で働いている世話人からの援助が受けられます。また、本体住居からおおよそ20分以内で移動可能な事が基準として定められているのも特徴の一つです。

上記のとおり、本体住居との距離が近い事から他入居者との交流が図れたり、必要に応じて世話人からの援助も受ける事が出来ますが、将来的な单身生活への移行を目的としているため、原則として3年の利用期限が定められています。



※写真はイメージです。住居により外観および内装が異なります。

その②

# グループホーム(共同生活住居)の間取り図

【定員4名イメージ】



一人ひとりの居室は大体6畳程度です。 ※写真はイメージです。

部屋のレイアウトに関しては入居者の判断で自由に決める事ができます。

なお、プライバシーに配慮する観点からグループホームの職員であっても本人の許可なしに入る事はできません。



キッチンに近く、比較的広い部屋が共用スペースとなります。

共用スペースでは主に食事を取ったり、入居者や世話人の方々とコミュニケーションを取る目的で利用されます。

※写真はイメージです。



トイレ・浴室・洗濯機は共用です。入浴に関してはグループホームごとにルールが設けられているため、それに従って利用する必要があります。

Q：どのような方が障害者グループホームの利用対象なののでしょうか？

A：障害者グループホームは障害福祉サービスの「**共同生活援助**」に該当するため、利用にはお住まいの市役所・役場等で支給決定を受ける必要があります。

この**共同生活援助**の支給を受けた方は、どなたでもグループホームの入居が可能です。

※各グループホームの空き状況により、入居できない場合があります。

Q：グループホームを始めるにはどのような職員を揃えれば良いのでしょうか？

A：グループホームの運営には以下の職員を配置する必要があります。



- ①**管理者**⇒従業者および業務の管理等を行います。
- ②**サービス管理責任者**⇒入居者さんの個別支援計画を立てたり、世話人さんに対して技術的な指導および助言を行います。
- ③**世話人**⇒ご飯の支度から入居者さんからの相談に応じる等、生活全般のサポートを行います。
- ④**生活支援員**⇒食事や入浴、排せつなどのサポートを行います。

※外部サービス利用型グループホームには生活支援員の配置は不要です。

「障害者グループホームを立ち上げてみたい！でも実際に何をすればいいの？」

そんな方々のために数多くいただいている相談の一部をご紹介します♪

グループホーム

Q&A

コーナー

～開設編～

Q：グループホームの開設にはまず何をすれば良いのでしょうか？

A：グループホームの運営を始めるためにはまず、「**法人格の取得**」が必要です。

法人格には、**特定非営利法人(NPO)・株式会社・社会福祉法人・医療法人**等、様々な形態があり、所定の審査を経た上で取得が可能になります。

その後、お近くの市役所・役場の障害福祉主管課に相談したり、不動産物件探しや世話人などの人材確保、運営資金確保を行った上で事業開始届・指定申請書の提出を千葉県障害福祉課に行います。

この一連の手続きを踏んだ後、はじめて障害者グループホームの運営が可能になります。

Q：持っている空き家でグループホームを始めたいのですが…？

A：グループホームの開設には何点かの設置基準があり、その要件を満たす必要があります。



- ①**設備に関する基準**⇒以下、5項目の基準があります。
  - ・**設置場所**：入所および通所等のサービスを提供する事業所または病院の敷地外であるようにしなければならないなど…
  - ・**定員の基準**：事業所全体で4人以上など…
  - ・**居室**：居室の定員は1人とすることなど…
  - ・**交流を図る施設**：居室に近接して設けられる相互に交流を図ることのできる設備（居間、食堂 など…）
  - ・**台所、便所、浴室、洗面設備**：10名を上限とする生活単位ごとに区分して配置。
- ②**消防法における基準**⇒消防法において、グループホームは「**防火建造物**」として扱われます。また、消防法施行令別表第一では防火対象物の詳細な分類について記載があります。この分類を基に、必要な設備を整える事となります。

# 第1回 世話人・設置者のつどい 開催報告



去る4月16日、今年度第一回目となる世話人のつどい「なごみ会」を開催しました。当日は各事業所から9名の世話人が出席され、グループホームの業務に関わる事(日々の献立や入居者の方々の支援方法など)や毎年開催されている利用者交流会について、話し合いが行われました。中でも利用者交流会に関しては様々な意見が挙がり、「参加者同士が交流を図るためにはどのような工夫を凝らすべきか？」を考えさせられるひと時となりました。これらの貴重な意見を参考に、より良い交流会を企画して参りたいと思います。

また、同月23日には香取圏域グループホームの管理者およびサービス管理責任者等を対象に、高萩福祉センターにて設置者会議が実施されました。今年度初の集まりという事で、参加者からはそれぞれのグループホームの特徴をお話しいただいた後、今年度の活動計画について話し合いが持たれました。今後も管理者同士のネットワークがより深められるよう、様々なテーマを用いて会議を開催していければと思います。

## グループホームの入居および開設に関するご相談



当センターではグループホームの入居および開設に関する相談を随時受け付けております。

「将来的にグループホームへの入居を考えているけど、まずは何をしたら良いのか分からない…」  
などのお悩みにグループホーム等支援ワーカーがお答えしますので、遠慮なくご相談下さい。

また、グループホーム等支援ワーカーはグループホームの開設に関するご相談も受け付けております。  
”グループホームの運営に関して興味を持っている方“、”こんなグループホームを作りたい!“  
という構想をお持ちの方“、何でも結構です。みなさまからのご連絡を心よりお待ちしております。

補助金情報の収集

開設に関わる  
支援の例

書類整備のお手伝い

運営シミュレーション

その他、開設後の  
お手伝いも行って  
おります♪



【電話】 0478-79-6919 (担当：鈴木)

【メール】 [y-suzuki@rosario.jp](mailto:y-suzuki@rosario.jp)

※訪問等により、不在の場合がございます。予めご了承下さい。

### ☆今後の予定☆



#### 千葉県障害者グループホーム開設セミナー

日時：7月14日(火) 13:30~16:30 (受付 13:15~)

会場：千葉県教育会館2階203

※グループホームの開設を考えられている方、関心のある方を対象に開設セミナーを実施します。詳しくは別紙をご覧ください。

### ● あ~だ ↔ こ~だ ●

もうすぐあつ~い夏がやってきますね(+\_+)  
夏バテ予防には栄養をしっかり取る事が効果的と言われていますが、何よりも大事なものは“睡眠をしっかり取る!”事だそうです。栄養と睡眠をしっかりとって、あつ~い夏を乗り切りましょう(^O^)



発行者 香取障害者支援センター グループホーム支援係

住所：〒287-0101 千葉県香取市高萩1100-2

(高萩福祉センター2F)

電話番号：0478-79-6919 FAX 番号：0478-75-1688

E-mail：[y-suzuki@rosario.jp](mailto:y-suzuki@rosario.jp)